

文書番号：JRCA AI140-改定4版

## 情報セキュリティマネジメントシステム 審査員の資格基準

制 定：2021年 1月15日

改定4版：2023年 4月 1日

一般財団法人日本要員認証協会  
マネジメントシステム審査員評価登録センター

## 目次

1. 適用範囲	1
2. 引用文書及び関連文書	1
3. 情報セキュリティマネジメントシステム審査員の資格区分	2
4. 審査員補（新規登録）	3
5. 審査員補（資格拡大登録）	4
6. 審査員（格上げ）	5
7. 主任審査員（格上げ）	6
8. エキスパート(EXPERT)審査員	8
9. 資格の維持（サーベイランス）	10
10. 資格の更新	12
11. 新規格への移行	15
12. 有効な審査実績	15
13. 継続的専門能力開発(CPD)	17
14. 継続的な確認	18
15. 審査員活動に関する調査	18
16. 資格の失効及び回復	18
17. 資格の一時停止及び取消し	19
18. 資格の再登録	19
19. 異議申し立て及び苦情	19
付則	19
制定・改定履歴	20

## 情報セキュリティマネジメントシステム審査員の資格基準

### 1. 適用範囲

この文書は、一般財団法人日本要員認証協会 マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、当センター又はJRCAという）が「情報セキュリティマネジメントシステム審査員」（ISMS審査員）を評価登録するための基準を規定する。

### 2. 引用文書及び関連文書

#### 2.1 引用文書

この文書で引用する基準文書を以下に示す。

- JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001) : 情報技術—セキュリティ技術  
—情報セキュリティマネジメントシステム—要求事項
- JIS Q 19011 (ISO 19011) : マネジメントシステム監査のための指針
- JIS Q 17021-1 (ISO/IEC 17021-1) : 適合性評価  
—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第1部：要求事項
- JIS Q 27006 (ISO/IEC 27006) : 情報技術—セキュリティ技術  
—情報セキュリティマネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項
- ISO/IEC 27006:2015/Amd 1:2020  
追補1—情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントシステムの審査  
及び認証を行う機関に対する要求事項
- JRCA AJ140 マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書（QMS、EMS、ISMS、FSMS 及び OHSMS）

#### 2.2 関連文書

この文書に関連する主な文書を以下に示す。

- JIS Q 27000 (ISO/IEC 27000) : 情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントシステム—用語
- JRCA AJ240: マネジメントシステム審査員の評価登録手順（QMS、EMS、ISMS、FSMS及びOHSMS）
- JRCA AI340: 情報セキュリティマネジメントシステム審査員 登録申請等各種申請の手引き
- JRCA AI340付属書: 情報セキュリティマネジメントシステム審査員 移行申請手続きの手引き
- JRCA AC100: 審査員評価登録に係わる異議申し立て及び苦情の取扱い手順
- JRCA AC220: マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準

### 3. 情報セキュリティマネジメントシステム審査員の資格区分

この基準で定める情報セキュリティマネジメントシステム審査員の資格区分を以下に示す。

#### 3.1 審査員補

当センターが、本基準の 4 項又は 5 項に定める登録要件を満たしていると評価し登録した者。

#### 3.2 審査員

当センターが、本基準の 6 項に定める登録要件を満たしていると評価し登録した者。

#### 3.3 主任審査員

当センターが、本基準の 7 項に定める登録要件を満たしていると評価し登録した者。

#### 3.4 エキスパート (Expert) 審査員

当センターが、本基準の 8 項に定める登録要件を満たしていると評価し登録した者。

注 1) エキスパート審査員資格は、単独で保有する他に、主任審査員、審査員又は審査員補資格と同時に保有（併せ持ち）することができる。

注 2) 当センターが評価登録を行う、各 MS、各資格区分のマネジメントシステム審査員に共通して適用される事項の場合は、“マネジメントシステム審査員”、“MS 審査員”の用語も用いる。

## 4. 審査員補（新規登録）

情報セキュリティマネジメントシステム審査員補への新規登録申請者は、4.1項から4.4項に定める要件を満たすこと。

### 4.1 実務経験

ISMS 審査員補登録に必要な実務経験を以下に示す。

- ①申請日を遡る10年以内に4年以上の常勤による情報技術分野の実務経験（訓練期間は含まない）を有していること。  
該当する情報技術分野における実務経験としては、例えば以下のものがある。
- ・情報技術に関する調査、研究、評価、コンサルティング
  - ・情報処理システムに関する開発、販売、構築、運用、保守、監査
- ②上記①の実務経験において、2年以上の情報セキュリティに関連した役割又は職務に就いていること。  
該当する情報セキュリティに関連した役割又は職務としては、以下のものに関わる担当者、責任者がある。
- ・脆弱性対策（ウイルス対策等）
  - ・機密保護（暗号、アクセスコントロール等）
  - ・物理的セキュリティ
  - ・安全性、可用性対策（バックアップ、媒体管理、監査ログ等）

### 4.2 審査員研修コースの修了

当センターが承認する情報セキュリティマネジメントシステムのフォーマル研修コースを、申請日から過去5年以内に修了していること。

注) フォーマル研修コースの修了から5年を経過している場合、及び最新版でないマネジメントシステム規格対応の研修コースを修了している場合は、JRCA AJ140 「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書」の「付属書2 審査員研修コース修了証の取り扱いについて」を参照すること。

### 4.3 教育・訓練

大学教育と同等なレベルの専門教育又は訓練を修了していること。

（詳細は、JRCA AI340「審査員登録申請等手続きの手引き」を参照。）

### 4.4 審査員倫理綱領の遵守

当センターが定める「審査員倫理綱領」（JRCA AJ140 「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書」の「付属書3」参照）を遵守すること。

### 4.5 申請登録料の支払い

JRCA AC220「マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準」に従って、資格評価の申請及び資格の登録に必要な費用を当センターに支払うこと。

## 5. 審査員補（資格拡大登録）

IAF 加盟認定機関（公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）、情報マネジメントシステム認定センター（ISMS-AC）等）から当該 MS 審査員登録の「認定」を取得している要員認証機関（当センターを含む）に登録している審査員は、次の 5.1 項のとおり、情報セキュリティマネジメントシステム審査員補へ資格拡大登録の申請を行うことができる。

資格拡大登録申請者は、5.2 項から 5.5 項に定める要件を満たすこと。

### 5.1 資格拡大登録の対象

資格拡大が可能な保有資格を下表に示す。

既に保有している審査員資格	注	拡大登録資格
QMS 主任審査員、審査員、審査員補		ISMS 審査員補
EMS 主任審査員、審査員、審査員補		
FSMS 主任審査員、審査員、審査員補		
OHSMS 主任審査員、審査員、審査員補		

注 IAF 加盟認定機関（公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）、情報マネジメントシステム認定センター（ISMS-AC）等）から当該 MS 審査員登録の「認定」を取得している要員認証機関に登録していること

### 5.2 実務経験及び教育・訓練

4.1 項及び 4.3 項に定める要件を満たすこと。

### 5.3 審査員研修コースの修了

当センターが承認する情報セキュリティマネジメントシステムのフォーマル研修コース又は資格拡大研修コースを、申請日から過去 5 年以内に修了していること。

注) フォーマル研修コース又は資格拡大研修コースの修了から 5 年を経過している場合、及び申請する規格の版より古い版の規格対応の研修コースを修了している場合は、JRCA AJ140 「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書」の「付属書 2 審査員研修コース修了証の取り扱いについて」を参照すること。

### 5.4 審査員倫理綱領の遵守

当センターが定める「審査員倫理綱領」（JRCA AJ140 「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書」の「付属書 3」参照）を遵守すること。

### 5.5 申請登録料の支払い

JRCA AC220 「マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準」に従って、資格評価の申請及び資格の登録に必要な費用を当センターに支払うこと。

## 6. 審査員（格上げ）

情報セキュリティマネジメントシステムの“審査員”資格への登録申請者は、6.1項から6.7項に定める要件を満たすこと。

### 6.1 前提条件

情報セキュリティマネジメントシステムの審査員補として、当センターに登録されていること。

### 6.2 必要な審査実績

当センター承認の ISMS 審査員フォーマル研修コース又は資格拡大コースを合格修了した後、審査員への格上げ申請前5年以内に、審査チームメンバーとして以下の①及び②の条件を満たす情報セキュリティの審査を経験していること。

- ①有効な審査実績”（12項参照）の現地審査日数の合計が10日以上であること。
- ②最低1回の ISMS 初回認証審査（第1段階及び第2段階）又は再認証審査、及び最低1回のサーベイランス審査を経験していること。（注1、2）

さらに、参加した各々の審査について次の③～⑥の条件を満たすこと。

- ③審査への参加には、文書レビュー、リスクアセスメント、実施評価、並びに担当する審査報告書類の作成を含むこと。
- ④初回会議と最終会議に参加していること。これらはサイト毎の会議ではなく、全体の会議であること。
- ⑤審査チームに、“適正な指導者”（当センター登録 ISMS 主任審査員又はエキスパート審査員、若しくはこれと同等以上の力量レベルにある者）が含まれており、現地審査期間中、格上げ該当者が、その指導者から指導及び助言を受けていること。
- ⑥1人の指導者が同時に複数人に対する指導を行っていないこと。

#### 注1

ISO/IEC 27006:2015/Amd 1:2020 では  
最低1回の ISMS 初回認証審査（第1段階及び第2段階）又は再認証審査、及び最低1回のサーベイランス審査を経験していることが要求されている。

初回認証、再認証、サーベイランスの名称で実施された審査/監査でない場合の扱いは以下のとおりとする。

JIS Q 27001 の箇条 4 以降の全箇条を対象として行った審査/監査は、上記②における“初回認証審査（第1段階及び第2段階）又は再認証審査”に該当するものとしてよい。

システム機能の確認に意図した重みづけ（重点化）を行なっている審査/監査であり、システム全体を対象とした審査/監査プログラムの一環として実施されたものは、上記②における“サーベイランス審査”に該当するものとしてよい。

#### 注2

第2段階にのみ参加した初回認証審査は、上記②の回数に数えることはできないが、①の現地審査日数には含めることができる。ただし、2022年6月30日以前に実施された審査実績については、第2段階にのみ参加した場合であっても、上記②の回数に含めることができる。

### 6.3 必要な審査実績（6.2項）の緩和

再格上げの場合

情報セキュリティマネジメントシステム主任審査員又は審査員から審査員補に資格変更した者が、再度、審査員へ格上げ申請する場合、審査員補への資格変更後 3 年以内であれば、6.2 項の現地審査日数を 5 日以上に緩和する。

#### 6.4 受審組織による証明

6.2 項又は 6.3 項のすべての審査実績について、受審組織のマネジメントシステム責任者から、審査が申請書記載どおりに実施されたこと、及び JIS Q 19011 の「4 監査の原則」に則って実施されたことの証明を受けること。

#### 6.5 審査能力の確認

6.2 項又は 6.3 項のすべての審査実績について、審査チーム内の“適正な指導者”による観察、指導及び助言を通じて、審査能力の確認がされていること。

#### 6.6 審査員倫理綱領の遵守

当センターが定める「審査員倫理綱領」（JRCA AJ140 「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書」の「付属書 3」参照）を遵守すること。

#### 6.7 申請登録料の支払い

JRCA AC220「マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準」に従って、資格評価の申請及び資格の登録に必要な費用を当センターに支払うこと。

#### 6.8 資格の有効期限日及び維持手続き期限日

格上げ後の資格の有効期限日及び維持手続き期限日は、元の資格の有効期限日及び維持手続き期限日を継承する。

### 7. 主任審査員（格上げ）

情報セキュリティマネジメントシステムの“主任審査員”資格への登録申請者は、7.1 項から 7.8 項に定める要件を満たすこと。

#### 7.1 前提条件

情報セキュリティマネジメントシステムの審査員として、当センターに登録されていること。

#### 7.2 必要なメンバー審査実績

審査チームリーダーとして審査に参加する以前に、審査チームメンバーとして、“有効な審査実績”（12 項参照）を 3 回以上有すること。審査チームメンバーとしての OJT 実績は、本項のメンバー審査実績に計上できない。

注：審査チームメンバーとしての OJT 実績は、審査チームメンバーとしての役割を果たし、12 項の“有効な審査実績”を満たすのであれば、審査員資格の維持及び更新のためのメンバー審査実績としては計上できる。

#### 7.3 必要なリーダー審査実績

7.2 項のメンバー審査実績後、主任審査員への格上げ申請前 2 年以内に、審査チームリーダーとして、“有効な審査実績”（12 項参照）を 3 回以上、かつ現地審査日数合計 5 日以上の実績を有すること。

さらに、次の①～③の条件を満たすこと。

- ① 審査チームに、適正な指導者（当センター登録 ISMS 主任審査員、エキスパート審査員又はこれと同等以上の力量レベルにある者）が含まれており、現地審査期間中、格上げ該当者が、その指導者による指導及び助言を受けていること。
- ② 審査への参加には、審査開始時の適用範囲の決定及び計画の立案、文書レビュー及びリスクアセスメント、実施評価及び正式な審査報告書の作成を含まなければならない。



- ③ 1 人の指導者が同時に複数人に対する指導を行っていないこと。

#### 7.4 必要な審査実績（7.3 項）の緩和

##### (1) ISMS 以外のマネジメントシステム審査員資格を保有している場合

IAF 加盟認定機関から「認定」を取得している要員認証機関（当センターを含む）において他の認定対象 MS の主任審査員資格を有する者（下表参照）が、情報セキュリティマネジメントシステム審査員から主任審査員への格上げを行う場合は、「7.2 必要なメンバー審査実績」、「7.3 必要なリーダー審査実績」の一部を以下のとおり緩和する。

- a) ①リーダー実績前のメンバー審査実績：2 回以上。  
 ②リーダー審査実績：2 回以上、かつ現地審査日数合計 3 日以上。  
 b) その他の要件は 7.2 項及び 7.3 項と同じ。

既に保有している審査員資格	注	格上げ申請資格
QMS 主任審査員		ISMS 主任審査員
EMS 主任審査員		
FSMS 主任審査員		
OHSMS 主任審査員		

注 IAF 加盟認定機関（公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）、情報マネジメントシステム認定センター（ISMS-AC）等）から当該 MS 審査員登録の「認定」を取得している要員認証機関に登録していること

##### (2) 再格上げの場合

情報セキュリティマネジメントシステム主任審査員から審査員に資格変更した者、又は主任審査員から審査員補に資格変更した後に審査員に再格上げ登録をした者が、再度、主任審査員へ格上げ申請する場合、元の主任審査員からの資格変更後 3 年以内であれば、必要なメンバー審査実績（7.2 項）を 2 回以上、必要なリーダー実績（7.3 項）を 2 回以上かつ現地審査日数合計 3 日以上に、それぞれ緩和する。

#### 7.5 受審組織による証明

7.3 項又は 7.4 項のすべてのリーダー審査実績について、受審組織のマネジメントシステム責任者から、審査が申請書記載どおりに実施されたこと、及び JIS Q 19011 の「4 監査の原則」に則って実施されたことの証明を受けること。

#### 7.6 リーダー能力の確認

7.3 項又は 7.4 項のすべてのリーダー審査実績について、審査チーム内の“適正な指導者”による観察、指導及び助言を通じて、リーダー能力の確認がされていること。

#### 7.7 審査員倫理綱領の遵守

当センターが定める「審査員倫理綱領」（JRCA AJ140 「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書」の「付属書 3」参照）を遵守すること。

#### 7.8 申請登録料の支払い

JRCA AC220 「マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準」に従って、資格評価の申請及び資格の登録に必要な費用を当センターに支払うこと。

#### 7.9 資格の有効期限日及び維持手続き期限日

格上げ後の資格の有効期限日及び維持手続き期限日は、元の資格の有効期限日及び維持手続き期限日を継承する。

## 8. エキスパート(Expert)審査員

情報セキュリティマネジメントシステムの“エキスパート審査員”資格への登録申請者は、8.1項から8.6項に定める要件を満たすこと。

### 8.1 前提条件

情報セキュリティマネジメントシステムの主任審査員として、当センターに登録された後、資格更新を行なった実績が2回以上、かつ主任審査員として登録した実績が6年以上あること。

注) 申請時点で「主任審査員であること」を条件とするものではない。

### 8.2 必要な審査実績

情報セキュリティマネジメントシステム主任審査員として当センターに登録されている期間に、審査チームリーダーとしての“有効な審査実績”(12項参照)が、合計100回以上あること。

この審査実績は、当該審査を実施したマネジメントシステム(MS)認証機関等の責任者の証明を受けていること。

### 8.3 必要な指導・教育研修実績

- (1) 審査員の指導又は教育研修を実施した実績が、合計10回以上あること。有効な審査員の指導又は教育研修を実施した実績としては、以下の要件を満たすものを1回の実績として取り扱う。

- ①情報セキュリティマネジメントシステム審査における、他の審査員の現地審査指導(OJT指導)の実績。この指導実績は、“有効な審査実績”(12項参照)の要件を満たす審査であること。また、MS認証機関等の責任者の証明を受けていること。

- ②情報セキュリティマネジメントシステムに関する5時間相当/回以上の教育研修等を実施した実績。また、教育研修等の主催元責任者の証明を受けていること。

- (2) 上記(1)の要件を満たした上で、合計10回を超える審査員の指導又は教育研修を実施した実績がある場合は、超過分の実績を8.2項で要求される審査実績として算入することができる。

なお、審査実績として算入する審査員の指導又は教育研修を実施した実績については、ISMS以外の他のMSに関する実績(1回の実績として取り扱う要件はISMSと同等)でもよい。

ただし、審査実績として算入できる審査員の指導又は教育研修を実施した実績は、最大50回までとする。

### 8.4 指導者能力の確認

次の①及び②を満たすこと。

- ①当センターに登録されている情報セキュリティマネジメントシステムの主任審査員又はエキスパート審査員から、エキスパート審査員資格登録の推薦があること。

- ②上記①と異なる者で、当該審査を実施したMS認証機関等の責任者から、エキスパート審査員資格登録の推薦があるか、又は審査員の指導及びコーチングに関する力量を示す適切なレポートを提出すること。

### 8.5 審査員倫理綱領の遵守

当センターが定める「審査員倫理綱領」(JRCA AJ140「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書」の「付属書3」参照)を遵守すること。

### 8.6 申請登録料の支払い

JRCA AC220「マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準」に従って、資格評価の申請及び資格の登録に必要な費用を当センターに支払うこと。

#### 8.7 資格の併せ持ち、有効期限日及び維持手続き期限日

エキスパート審査員資格は、単独で保有する他に、主任審査員、審査員又は審査員補資格と同時に保有（併せ持ち）することができる。この場合、エキスパート審査員の有効期限日及び維持手続き期限日は、保有する主任審査員、審査員又は審査員補資格の有効期限日及び維持手続き期限日と同期させる。

## 9. 資格の維持（サーベイランス）

審査員資格を維持するためには、登録資格の有効期間（3年間）において、資格の登録日又は更新日から1年毎に、資格の維持（サーベイランス）申請を行い、9.1項から9.5項に定める要件を満たすこと。

また、14項及び15項に定める継続的な確認及び調査において問題が認められないこと。

### 9.1 必要な審査実績

#### 9.1.1 審査員補の場合

審査員補は、審査実績を提出する必要はない。

#### 9.1.2 審査員の場合

以下をすべて満たす審査実績1件以上を提出すること。

- (1) 前回の資格維持申請受付日（前年が資格更新の場合は、資格更新申請受付日）を起点として、今回の資格維持申請日までの期間に行なった、“有効な審査実績”（12項参照）であること。
- (2) ISMSのメンバーとしての審査実績であること。
- (3) 審査実績は、当該審査が事実である旨の誓約を含む自己申告とし、エビデンス（添付資料や第三者による証明）は必要ない。

#### 9.1.3 主任審査員の場合

以下をすべて満たす審査実績1件以上を提出すること。

- (1) 前回の資格維持申請受付日（前年が資格更新の場合は、資格更新申請受付日）を起点として、今回の資格維持申請日までの期間に行なった、“有効な審査実績”（12項参照）であること。
- (2) 主任審査員の場合は、ISMSのリーダー又はメンバーとしての審査実績であること。  
注) 資格更新時には、前回の資格更新申請受付日から次回の資格更新申請時までの間に3件以上のリーダー実績（JRCAの他のMS主任審査員として登録されている場合、1件以上のISMSのリーダー実績と、登録のある他のMSのリーダー実績の合計が3件以上あれば良い）が必要となる。（10.1.3参照）
- (3) 審査実績は、当該審査が事実である旨の誓約を含む自己申告とし、エビデンス（添付資料や第三者による証明）は必要ない。

#### 9.1.4 エキスパート審査員の場合

エキスパート審査員と主任審査員又は審査員資格を併せ持ちしている場合は、主任審査員又は審査員の資格維持に求められる審査実績（9.1.2又は9.1.3参照）を提出すればよい。

エキスパート審査員資格のみを保有する場合、及びエキスパート審査員と審査員補資格を併せ持ちしている場合は、審査実績の提出は不要とする。

### 9.2 必要な継続的専門能力開発(CPD)実績

審査員補、審査員、主任審査員及びエキスパート審査員は、前回の資格維持申請受付日（前年が資格更新の場合は、資格更新申請受付日）を起点として、今回の資格維持申請日までの期間を対象とする継続的専門能力開発(CPD)の実績を提出すること（13項参照）。

必要なCPD実績時間は、審査員補は5時間、審査員及び主任審査員は15時間とする。

エキスパート審査員は、主任審査員又は審査員と併せ持ちの場合は15時間、エキスパート審査員のみ保有の場合及びエキスパート審査員と審査員補を併せ持ちしている場合は5時間とする。

### 9.3 資格変更による資格の維持

主任審査員は、9.1 項及び9.2 項について、主任審査員としての要件を満たしていない場合であっても、審査員又は審査員補としての要件を満たしている場合は、審査員又は審査員補に資格区分を変更して、資格維持することができる。

審査員は、9.1 項及び9.2 項について、審査員としての要件を満たしていない場合であっても、審査員補としての要件を満たしている場合は、審査員補に資格区分を変更して、資格維持することができる。

### 9.4 審査員倫理綱領の遵守

当センターが定める「審査員倫理綱領」(JRCA AJ140 「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書」の「付属書3」参照)を遵守すること。

### 9.5 申請登録料の支払い

JRCA AC220「マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準」に従って、資格評価の申請及び資格の登録に必要な費用を当センターに支払うこと。

## 10. 資格の更新

審査員資格の有効期間は、資格の登録日又は更新日から3年間とする。  
 審査員資格の有効期間を更新するためには、資格の登録又は更新から3年毎に、資格の更新申請を行い、10.1項から10.5項に定める要件を満たすこと。  
 また、14項及び15項に定める継続的な確認及び調査において問題が認められないこと。

### 10.1 必要な審査実績

#### 10.1.1 審査員補の場合

審査員補は審査実績を提出する必要はない。

#### 10.1.2 審査員の場合

- 審査員は、以下をすべて満たす審査実績を提出すること。
- (1) 前回の資格更新申請受付日を起点として、今回の資格更新申請日までのおおよそ3年の期間（以下、更新期間という）に行なった、“有効な審査実績”（12項参照）であること。ただし、少なくとも1件は、今回の資格更新申請日までの至近おおよそ1年の期間に行なった“有効な審査実績”であること。
  - (2) ISMSのメンバーとしての審査実績であること。
  - (3) 更新期間中に行なった3件以上の審査実績を提出すること。提出する審査実績には、それぞれエビデンス（添付資料や第三者による証明）の添付が必要である。なお、エビデンスを添付する審査実績は、更新期間中の審査実績の中から選択が可能であり、資格の維持申請時に申告された審査実績と異なってもよい。必要なエビデンス資料はJRCA AQ340「審査員 登録申請等手続きの手引き」を参照。
  - (4) 今回の資格更新申請日までの至近おおよそ1年の期間に行なった審査実績（10.1.2 (1)のただし書き）の提出は、資格維持申請時と同様に、事実である旨の誓約を含む自己申告とし、他にエビデンス付きの3件以上の審査実績を提出できる場合は、エビデンスの添付は必要ない。
  - (5) エビデンス資料の1つとして、受審組織のマネジメントシステム責任者から、審査が申請書記載どおりに実施されたこと、及びJIS Q 19011の「4 監査の原則」に則って実施されたことの証明を受けること。もし、証明を受けることが過失や怠慢によるものでなく不可能であった場合には、別紙（様式自由）に不可能であった理由と、当センターが事実確認できる連絡先を記載して添付すること。

資格更新の場合に必要な審査実績回数とエビデンス要否のまとめ

資格区分	必要な審査実績
審査員	以下①及び②を満たすこと ① 3年間の ISMS メンバー審査実績：3件以上（エビデンス要） ② 至近1年の ISMS メンバー審査実績：1件以上（自己申告）

#### 10.1.3 主任審査員の場合

- 主任審査員は、以下をすべて満たす審査実績を提出すること。
- (1) 更新期間中に行なった、“有効な審査実績”（12項参照）であること。ただし、少なくとも1件は、今回の資格更新申請日までの至近おおよそ1年の期間に行なった“有効な審査実績”であること。
  - (2) ISMSのリーダーとしての審査実績であること。
  - (3) 更新期間中に行なった3件以上の審査実績を提出すること。提出する審査実績には、それぞれエビデンス（添付資料や第三者による証明）の添付が必要である。なお、エビデンスを添付する審査実績は、更新期間中の審査実績の中から選択が可能であり、資格の維持申請時に申告された審査実績と異なってもよい。必要なエビデンス資料はJRCA AI340「審査員 登録申請等手続きの手引き」を参照。
  - (4) 今回の資格更新申請日までの至近おおよそ1年の期間に行なった審査実績（10.1.3 (1)の

## 情報セキュリティマネジメントシステム審査員の資格基準

ただし書き) の提出は、資格維持申請時と同様に、事実である旨の誓約を含む自己申告とし、他に必要な件数のエビデンス付きの審査実績を提出できる場合は、エビデンスの添付は必要ない

## (5) JRCA の他の MS 主任審査員に登録がある場合の特例：

JRCA の他の MS 主任審査員に登録がある場合には、リーダー実績は、登録のある他の MS を含めて 3 年間で 3 件以上でよい。この場合、下表に示す通り、内 1 件以上は ISMS リーダー実績であること (エビデンスの添付必要)、ISMS リーダー又はメンバー審査実績の合計が 3 件以上あること (エビデンスの添付必要)、至近 1 年に ISMS リーダー又はメンバー審査実績が 1 件以上あること (他に必要な件数のエビデンスを提出できる場合は、エビデンスの添付必要なし。10.1.3 (4) 参照)。

なお、複合審査 (統合審査) は ISMS の資格更新の審査実績としては 1 件としてカウントする。

## (6) エビデンス資料の 1 つとして、受審組織のマネジメントシステム責任者から、審査が申請書記載どおりに実施されたこと、及び JIS Q 19011 の「4 監査の原則」に則って実施されたことの証明を受けること。もし、証明を受けることが過失や怠慢によるものでなく不可能であった場合には、別紙 (様式自由) に不可能であった理由と、当センターが事実確認できる連絡先を記載して添付すること。

資格更新の場合に必要な審査実績回数とエビデンス要否のまとめ

資格区分	必要な審査実績	JRCA の他の MS 主任審査員に登録がある場合の特例 (10.1.3(5))
主任審査員	以下①及び②を満たすこと ① 3 年間の ISMS リーダー審査実績：ISMS リーダー実績 3 件以上 (エビデンス要) ② 至近 1 年の ISMS 審査実績：ISMS リーダー実績 1 件以上 (自己申告)	以下①～③をすべて満たすこと ① 3 年間のリーダー審査実績：他 MS 含めてリーダー 3 件以上、内 1 件以上は ISMS リーダーであること (エビデンス要) ② 3 年間の ISMS 審査実績：ISMS リーダー又はメンバー実績の合計 3 件以上 (エビデンス要) ③ 至近 1 年の ISMS 審査実績：ISMS リーダー又はメンバー実績 1 件以上 (自己申告)

## 10.1.4 エキスパート審査員の場合

エキスパート審査員と主任審査員又は審査員資格を併せ持ちしている場合は、主任審査員又は審査員の資格更新に求められる審査実績 (10.1.2 又は 10.1.3 参照) を提出すればよい。

エキスパート審査員資格のみを保有する場合、及びエキスパート審査員と審査員補資格を併せ持ちしている場合は、審査実績の提出は不要である。

## 10.2 必要な継続的専門能力開発 (CPD) 実績

審査員補、審査員、主任審査員及びエキスパート審査員は、前回の資格維持申請受付日を起点として、今回の資格更新申請日までの期間を対象とする継続的専門能力開発 (CPD) の実績を提出すること (13 項参照)。

必要な CPD 実績時間は、審査員補は 5 時間、審査員及び主任審査員は 1.5 時間とする。

エキスパート審査員は、主任審査員又は審査員と併せ持ちの場合は 1.5 時間、エキスパート審査員のみ保有の場合及びエキスパート審査員と審査員補を併せ持ちしている場合は 5 時間とする。

## 10.3 資格変更による資格の更新

主任審査員は、10.1 項及び 10.2 項について、主任審査員としての要件を満たしていない場合であっても、審査員又は審査員補としての要件を満たしている場合は、審査員又は審査員補に資格区分を変更して、資格更新することができる。

審査員は、10.1 項及び 10.2 項について、審査員としての要件を満たしていない場合であっても、審査員補としての要件を満たしている場合は、審査員補に資格区分を変更して、資格更新することができる。

**10.4 審査員倫理綱領の遵守**

当センターが定める「審査員倫理綱領」(JRCA AJ140 「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書」の「付属書3」参照)を遵守すること。

**10.5 申請登録料の支払い**

JRCA AC220「マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準」に従って、資格評価の申請及び資格の登録に必要な費用を当センターに支払うこと。



## 1 1. 新規格への移行

ISO/IEC 27001:2013 が改訂され、ISO/IEC 27001:2022 が発行されたことから、ISMS 審査員は ISO/IEC 27001:2022 対応の資格に移行しなければならない。

### (1) 移行期限

移行期限は、**2025年10月31日\***までとする。

(\*IAF MD26:2022 (Transition Requirements for ISO/IEC 27001:2022) に基づく期限)

2025年10月31日までに、移行手続きが完了しなかった場合は、保有しているISMS審査員資格は失効する。

### (2) 資格の有効期限日及び維持手続き期限日

移行後の資格の有効期限日及び維持手続き期限日は、元の資格の有効期限日及び維持手続き期限日を継承する。

### (3) 移行に必要な対応

継続的専門能力開発 (CPD) の一環として、以下のいずれかの方法で ISO/IEC27001:2022 に関する知識を習得し、その実績を当センターに提出すること。なお、移行のための継続的専門能力開発 (CPD) は、毎年資格維持/更新に必要な継続的専門能力開発 (CPD) として認める。

① JRCA 登録 ISO/IEC 27001 新旧規格の差分研修コースの受講

② IAF 加盟認定機関から ISMS の認定を受けている MS 認証機関が主催する、所属審査員向けの ISO/IEC 27001 新旧規格の差分研修の受講

③ ISMS-AC (一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター) 主催の「ISO/IEC 27001:2022 差分研修会」の受講

④ JRCA 登録のない一般研修を受講又は自己学習を行った場合の、ISO/IEC27001 新旧規格の差分の理解を示す学習レポートの作成 (審査員補及び単独のエキスパート審査員に限る)

### (4) 移行申請

移行申請の詳細な手続きは、JRCA AI340 付属書「情報セキュリティマネジメントシステム審査員 移行申請手続きの手引き」による。

### (5) ISO/IEC 27001:2013対応の審査員研修コース修了者の取扱い

ISMS 審査員の新規又は資格拡大登録申請に必要な、当センター承認のフォーマル研修コース又は資格拡大研修コースの修了証が ISO/IEC 27001:2013 対応である場合であっても、修了証の発行日から5年以内であれば、登録申請に有効である。

① 移行期限が到来するまでは、ISO/IEC 27001:2013 対応の資格として申請することができる。ただし、この場合は、(2)の移行要件に定める継続的専門能力開発 (CPD) を実施し、移行期限までに ISO/IEC 27001:2022 対応の資格に移行しなければならない。

② 移行期限到来後の 2025 年 11 月 1 日以降は、(2)の移行要件に定める継続的専門能力開発 (CPD) の実施の上、当該実施記録を ISO/IEC 27001:2013 対応の審査員研修コース修了証と合わせて提出することにより、ISO/IEC 27001:2022 対応の資格として申請することができる。

## 1 2. 有効な審査実績

当センターへの申請において有効とする審査実績は、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たす審査であり、かつ申請者本人の審査活動が以下の(4)、(5)を満足すること(“有効な審査実績”という)。

### (1) 以下を基準文書とする情報セキュリティマネジメントシステム審査の実績であること。

a) JIS Q 27001 (ISO 27001) 情報セキュリティマネジメントシステム—要求事項

b) 上記a)をすべて含むか、又はa)に相当すると認められるマネジメントシステム関連規格

- 例) ①JIS Q 27006 (ISO/IEC 27006) 情報技術—セキュリティ技術—  
情報セキュリティマネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する  
要求事項
- c) JIP-ISMS517 ISO/IEC 27017:2015に基づく ISMS クラウドセキュリティ認証に関する要求  
事項
- (2) JIS Q 19011、JIS Q 17021-1、JIS Q 27006 又はJRCAが同等と認める規格・基準（注）に従  
って実施された第一人者監査（内部監査）、第二者監査又は第三者審査の実績であること。  
上記いずれの規格に従って実施された審査（監査）であっても、以下の要件を満たしてい  
ること。

- ①審査（監査）計画に基づいて実施された審査であること
- ・審査基準、審査目的（審査の種類）
  - ・組織名称、審査範囲
  - ・日時、場所
  - ・審査チーム（リーダー、メンバー）及び同行者
- ②初回会議が実施されていること
- ③審査所見及び審査結論が作成されていること
- ④最終会議が実施されていること

（注）JIS Q 17021-1、JIS Q 27006 又はJIS Q 19011以外の国際規格、国内規格、その他の  
基準に従って実施された審査（監査）実績については、上記(1)の基準文書に対応し  
て、JRCAが適切と判断する場合に認められる。

- (3) 情報セキュリティマネジメントシステムの全体を審査対象とした審査であること。  
正当な理由により適用されない要求事項がある場合、若しくはサーベイランス審査（定  
期維持審査）でシステム機能の確認に意図した重みづけ（重点化）を行なっている場合等  
であっても、システム全体を対象とした審査プログラムの一環として行われた審査であ  
れば、有効な審査実績として取り扱う。  
ただし、特定の不適合に対する是正処置確認のための審査、又は特別な目的のための立  
入審査のように、審査対象がマネジメントシステムの一部に限定されている審査は認めら  
れない。
- (4) 申請者の現地における審査活動（現地審査）が、実働6時間以上であること。  
2つ以上の審査基準に基づく複合審査／統合審査の場合は、情報セキュリティマネジメ  
ントシステムに関わる現地審査活動が、実働6時間以上であること。
- (5) 2段階審査の場合、本人の参加が第1段階審査だけでは1回の実績とは認められない。第  
1段階及び第2段階を通した審査、又は第2段階審査への参加で、1回の審査実績とする。  
ただし、審査員への格上げの際に必要な審査実績については、ISO/IEC 27006:2015/Amd  
1:2020の要求事項に基づき、第1段階及び第2段階を通して参加した審査実績のみを回数に  
数えることができる。（詳細は6.2項参照）  
また、第一人者監査の場合は、申請者（審査員／監査員）の所属する部門と被審査／監査部  
門とが異なること（自部門の審査／監査でないこと）を条件とする。

### 13. 継続的専門能力開発 (CPD)

#### 13.1 専門能力開発の対象となる活動

継続的専門能力開発(CPD)は、情報セキュリティマネジメントシステム審査員としての能力維持・向上に直接的又は間接的に寄与する活動であって、以下の事項を対象とする。

- ①ISMS関連規格の理解に関するもの
- ②情報技術、情報セキュリティに関するもの
- ③リスクアセスメント、リスク対応、管理策に関するもの
- ④ISMSに関連する法規制に関するもの
- ⑤ISMSの審査技術の向上に関するもの
- ⑥審査員指導に関する知識及び技能の習得（エキスパート審査員に限る）

#### 13.2 専門能力開発の方法

継続的専門能力開発 (CPD) の方法には、以下の種類がある。

- (1) 研修コース等への参加
  - 例) ①JRCA 登録 CPD 研修コース
  - ②MS 認証機関で行われる所属／契約審査員を対象とした研修会
  - ③一般参加が可能な研修会、公開講座、講演会
- (2) 自己学習等
  - 例) ①書籍、専門誌、インターネット等を利用した個人学習
  - ②所属組織等におけるグループ学習
- (3) ISMS 審査（監査）の実施（審査員補の場合、及びエキスパート審査員と審査員補資格を併せ持ちしている場合に限る）

#### 13.3 実証方法

専門能力開発の実証方法の概要を下表に示す。詳細は JRCA AI340 情報セキュリティマネジメントシステム審査員登録申請等各種手続きの手引きを参照。

専門能力開発の実証方法の概要

能力開発の方法	実証方法	備考
JRCA 登録 CPD コースの修了	修了証の写し提出	
認定された認証機関による傘下の審査員向け研修	研修プログラムと出席証明の提出	
一般向けの研修への参加	研修の主催者・名称と習得内容の記述提出	
自己学習	方法の記述と習得内容の記述提出	
審査（監査）の実施	審査（監査）のスケジュールと習得内容の記述提出 又は審査（監査）のスケジュールと所定の審査実績記録提出	審査員補、及びエキスパート審査員と審査員補の併せ持ちに限る

#### 14. 継続的な確認

当センターは、登録された MS 審査員又はその利害関係者から、審査員活動に影響を与える可能性のある重大な変更の報告、審査員活動に関わる苦情又は情報提供があった場合、以下の事項を確認し、問題がある場合は必要な対応を行う。

- (1) JRCA AJ140 「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書」の付属書 3 「審査員倫理綱領」を含む本資格基準への違反がないこと。
- (2) 変更の報告、苦情又は情報提供の内容が、当該 MS 審査員の登録、維持又は更新の要件に抵触していないこと。

#### 15. 審査員活動に関する調査

当センターは、登録された MS 審査員から提出された審査実績の信頼性及び適切性について、受審組織又は審査実施機関に対して、必要な調査を行う場合がある。

また、当センターは、登録された MS 審査員の適切な審査員活動に関する疑義又は問題が発見された場合は、必要な調査を行う場合がある。

#### 16. 資格の失効及び回復

##### 16.1 登録資格の失効

次の事項が発生した場合、該当する MS 審査員の登録資格は失効する。

- (1) 当センターによる評価及び判定の結果、9 項に定める資格維持、又は 10 項に定める資格更新の要件を満たすことができなかった場合。  
なお、下位の資格区分の要件は満たして、本人の希望がある場合は、資格区分を変更して登録継続することができる。
- (2) 資格維持の場合は維持手続き期限日から 3 ヶ月以内、更新の場合は有効期限日までに、必要な申請書類の提出及び費用の払い込みがなかった場合。
- (3) 審査の基準規格が改訂された場合であって、当センターが定める資格移行に関する要件を満たすことができなかった場合。
- (4) 当該 MS 審査員から資格放棄の届出があった場合。

##### 16.2 資格の回復

資格が失効した場合でも、維持手続き期限日、又は有効期限日から 6 ヶ月以内に必要な申請書類の提出及び費用の払い込みがあり、当該 MS 審査員の資格登録継続の意思が確認できた場合は、当センターは、資格の維持又は更新等の要件を満たすことを確認した上で、失効前と同一の資格区分で登録を継続する。

また、単なる過失や怠慢でなくやむを得ない事情により定められた期間内に必要な手続きが実施できない場合には、原則として、上記の資格回復の期限から 3 ヶ月以内であれば、資格の維持又は更新等の要件を満たす必要な手続きを完了することによって、失効前と同一の資格区分で登録を継続することができる。

失効、回復の期日のまとめ

	失効	回復	やむを得ない事情による回復
維持	維持手続き期限日から 3 ヶ月超え	維持手続き期限日から 6 ヶ月以内	維持手続き期限日から 9 ヶ月以内
更新	有効期限日超え	有効期限日から 6 ヶ月以内	有効期限日から 9 ヶ月以内

## 17. 資格の一時停止及び取消し

### 17.1 資格の一時停止

当センターは、次の事項が発生した場合、当該 MS 審査員の審査員資格を一時停止する。

- (1) 当該 MS 審査員からの申請内容、資格登録に関わる継続的な確認又は審査員活動に関する調査において、容認できない問題が検出された場合。
- (2) 審査員倫理綱領 (JRCA AJ140 「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書」の 付属書 3 参照)、審査員の権利及び義務 (JRCA AJ140 「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書」の 付属書 4 参照)、若しくは審査員資格の公表に係わる遵守事項 (JRCA AJ140 「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書」の 付属書 5 参照) に関して、容認できない違反があった場合。
- (3) 当センターへ提出された文書等に、故意又は悪質な虚偽の記載等があった場合。
- (4) その他、審査員資格の一時停止が必要と判断する事象が発見された場合。

### 17.2 資格一時停止の解除

当センターは、17.1 項によって審査員資格の一時停止を行った場合、定められた期間内に、適切な修正及び是正処置が実施され、これらが解決されたと判断した場合は、当該 MS 審査員の資格停止を解除する。

### 17.3 資格の取消し

当センターは、17.1 項によって審査員資格の一時停止を行った場合、定められた期間内に、適切な修正及び是正処置が完了せず、これらの問題が解決されないと判断した場合は、当該 MS 審査員の資格を取消す。

## 18. 資格の再登録

過去に、当センターの MS 審査員として登録していて現在は登録されていない者が、再登録を希望する場合は、新規登録又は資格拡大登録の要件 (4 項又は 5 項参照) に従って、改めて審査員補として登録申請を行う必要がある。

なお、当センターは、17.3 項の事由により資格取消しとなった者からの再登録申請は受理しない。

## 19. 異議申し立て及び苦情

当センターは、登録申請者及び登録された MS 審査員から、異議申し立て及び苦情があった場合、「審査員評価登録に係わる異議申し立て及び苦情の取扱い手順」(JRCA AC100) に従って対応する。

## 付則

- (1) この基準は、2023 年 4 月 1 日から施行する。
- (2) ISO/IEC 27001:2022 と一致する JIS 規格 (ISO/IEC 27001:2022 の IDT 規格) が発行された場合、当該 JIS 規格は ISO/IEC 27001:2022 と同等に取り扱う。

## 制定・改定履歴

版番号	年月日	内容
制定	2021年1月15日 2021年4月1日から施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ QMS、EMS、ISMS、FSMS、OHSMS の審査員資格基準について、共通の文書構造、かつ極力共通のテキストで再作成した。従来、資格基準と同じ文書に含まれていた評価登録手順は、QMS、EMS、ISMS、FSMS、OHSMS 共通の別文書 JRCA AJ240 として制定した。また、付属書は MS 資格基準の共通付属書の位置付けで別文書 JRCA AJ140 として制定した。</li> <li>・ 旧基準 AI130 からの主な変更点 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 審査員資格区分の説明を簡潔にした。(3 項)</li> <li>2) 経験のある事業分野は、資格評価の対象とせず、参考情報として扱うことから、本資格基準には記載せず JRCA AI340「審査員 登録申請等各種申請の手引き」のみに記載した。</li> <li>3) 審査員になるためのメンバー審査 0JT 開始の条件を追加した。また、有効な審査実績を得るための条件を ISO/IEC27006:2015/Amd:2020 の要求内容と合わせた。審査日数を軽減できる条件を削除した。(6.2 項)</li> <li>4) ISMS 以外の MS 資格を保有していることによる緩和措置を削除した。また、再格上げの審査日数の条件を変更した。(6.3 項)</li> <li>5) 主任審査員に格上げする際に、メンバー審査実績を 3 回必要とする条件を追加した。(7.2 項)</li> <li>6) 主任審査員への再格上げに審査実績を緩和する条件を追加した(7.4 項)。</li> <li>7) 有効な審査と申請者本人の有効な審査実績を整理した。(12 項)</li> <li>8) 主任審査員と審査員の維持申請に必要な審査実績を年 1 件(自己申告)とした。(9.1 項)</li> <li>9) 主任審査員と審査員の更新申請に必要な ISMS 審査実績を 3 年で 3 件(エビデンス要)とした。(10.1 項)</li> <li>10) 主任審査員に必要な年 1 回の審査実績はメンバー審査実績でもよいこととした。その場合も 3 年間で 3 回のリーダー実績は必要である。(9.1 項、10.1 項)</li> <li>11) リーダー実績として、他マネジメントシステム主任審査員としてのリーダー実績を考慮できるようにした。(10.1 項)</li> <li>12) 資格の更新、格上げにおける審査実績において「異なる 2 つ以上の組織」の要件を削除した。(6 項、7 項、10 項)</li> <li>13) 資格更新時の“三年間のまとめ”を推奨事項としていたが、資格基準から削除した。(10 項)</li> <li>14) 一般研修 CPD のプログラム提出を削除した。(13.3 項)</li> <li>15) 資格の失効、回復期間、やむを得ない事情による回復期間を整理した。(16 項)</li> </ol> </li> </ul>
改定 1 版	2021 年 10 月 1 日	「JRCA AC220: マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準」の施行に伴い、関連する規定を修正した。(2.2 項、4.4 項、5.5 項、6.7 項、7.8 項、8.6 項、9.5 項、10.5 項)
改定 2 版	2022 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引用文書に ISO/IEC 27006:2015/Amd 1:2020 を追記した。(2.1 項)</li> <li>・ ISO/IEC 27006:2015/Amd 1:2020 の要求事項をより厳密に適用するため、審査員格上げ時の条件としている初回認証審査の実績に関する要件を見直した。(6.2 項、12 項)</li> </ul>
改定 3 版	2022 年 8 月 1 日	誤解を防ぐため、ただし書きを注記に変更した。(9.1.3(2)項)
改定 4 版	2023 年 4 月 1 日	・ 主任審査員格上げ前のメンバー 0JT 実績に関する規定を誤解のない記

		<p>述に見直した（内容に変更無し）。(7.2項)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• ISO/IEC 27001:2013 が改訂され、ISO/IEC 27001:2022 が発行されたことから、新規格への移行要件を定めた。(11項)</li><li>• ISO/IEC 27001:2022 と一致する JIS 規格が発行された場合の取り扱いを追記した。(付則)</li></ul>
--	--	---